千葉市若葉区選挙管理委員会告示第４１号

令和７年７月２０日執行の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４９条第１項の不在者投票を行う場所等は次のとおりである。

令和７年７月３日

千葉市若葉区選挙管理委員会委員長　　秋元　　稔

不在者投票を行う場所	千葉市若葉区役所　３階 千葉市若葉区選挙管理委員会事務局	イコアス千城台　２階 東側エスカレーター前
不在者投票を行うことができる期間	令和７年７月４日から 令和７年７月１９日まで	令和７年７月１２日から 令和７年７月１９日まで
不在者投票を行うことができる時間	午前８時３０分から 午後８時００分まで	午前１０時００分から 午後８時００分まで
備考		若葉区の選挙人名簿に登載されている１８歳未満の選挙人の不在者投票のみ取り扱う。